

**千葉県工賃（賃金）向上計画  
(平成30年度～平成32年度)**

**平成30年6月**

**千葉県**

# —はじめに—

県では、障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築を目指して、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定した「第六次千葉県障害者計画」を平成30年3月に策定し、これに基づく様々な施策を実施しています。

障害のある人がその人らしく暮らせる社会を実現するには、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方を選択できることが必要です。

また、障害のある人が社会参加・社会貢献を果たし、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する人には一般就労に向けた支援を行うとともに、一般就労が困難である人には、就労継続支援事業所等の工賃（賃金）の水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

工賃（賃金）向上への取組は、障害のある人の工賃（賃金）水準を引き上げることを通じ、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害のある人が自立した生活を実現するという観点から、推進していく必要があります。

県では、これまで平成19年度に策定した「ちば工賃向上チャレンジプラン」、平成24年度に策定した「千葉県工賃向上計画」、平成27年度に策定した「千葉県工賃（賃金）向上計画」に基づき、工賃（賃金）向上に資する取組を推進してきました。

今回新たに策定する計画は、これまでの就労支援の取組実績や、県内の事業所の工賃（賃金）が低い水準にあることなどを踏まえ、県としてより一層充実した取組を進めていくため、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

本計画では、県全体の目標工賃（賃金）を掲げるとともに、その目標を達成するための支援施策を定めましたが、工賃（賃金）向上のためには、全ての事業所が県の計画を踏まえて工賃（賃金）向上計画を作成し、工賃（賃金）向上に向けた取組を主体的に充実させていくことが必要です。

県は、工賃（賃金）の向上を図ることで障害のある人の自立を支援するとともに、事業所経営の安定化及び職員、利用者の意欲向上に結び付け、更なる福祉サービスの質の向上を図ります。今後も障害のある人が可能性を十分に發揮し、活躍できる社会づくりの推進を目指していきます。

# — 目 次 —

## 第1章 計画の策定の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の対象となる事業所	1
	(1) 賃金向上計画について	1
	(2) 工賃向上計画について	1

## 第2章 これまでの取組実績と課題

1	前「千葉県工賃（賃金）向上計画」（平成27年度～平成29年度）における主な取組実績	2
	(1) 対象事業所への支援の取組	2
	(2) 官公需等の促進	4
	(3) 共同受注の推進	5
	(4) 農福連携の推進	5
	(5) 関係機関等との連携・PR、ネットワーク構築	6
	(6) 市町村における取組への協力依頼	6
2	賃金の実績と課題（就労継続支援A型）	7
	(1) 賃金の状況	7
	(2) 賃金向上（運営改善）の課題	7
3	工賃の実績と課題（就労継続支援B型）	8
	(1) 工賃の状況	8
	(2) 工賃向上の課題	9

## 第3章 計画の目標

(1)	就労継続支援A型事業所（時間額）	10
(2)	就労継続支援B型事業所（月額及び時間額）	10

## 第4章 各事業所における取組

1	各事業所における取組	11
2	工賃（賃金）向上計画の作成及び報告	11
3	工賃（賃金）向上計画の公表	11
4	工賃（賃金）向上計画の見直し	11

## 第5章 目標を達成するための取組

1 対象事業所への支援の取組 ······	12
(1) 工賃（賃金）向上計画のP D C Aサイクル確立に係る支援 ······	12
(2) 知識・技術向上の支援（説明会や研修会等の実施）·····	13
(3) 販路・受注拡大の推進 ······	13
(4) モデル事業所の育成、先進事例等の紹介 ······	14
2 官公需等の促進 ······	14
(1) 官公需の促進 ······	14
(2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用 ······	14
3 共同受注の推進 ······	14
4 関係機関等との連携・P R等 ······	14
(1) 関係機関等との連携・P R、ネットワークの構築等 ······	14
(2) 包括協定締結企業との連携強化 ······	15
5 農福連携の推進 ······	15
(1) 農業技術の専門家派遣等 ······	15
(2) 農福連携の体制構築等 ······	15
6 市町村における取組への協力依頼 ······	15

## 第6章 計画の推進体制、進行管理

1 計画の推進体制 ······	16
2 各年度の対象事業所の進行管理 ······	16

## 第7章 計画の取組を継続するために ······ 17

### その他

#### 参考資料

- 1 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付障発0411第4号〈平成30年2月28日一部改正〉。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 2 工賃向上計画支援事業の実施について（平成24年4月11日付障発0411第5号〈平成30年3月15日一部改正〉。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

# 第1章 計画の策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

この計画は、障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）で働く障害のある人が、「働く喜び」や、「感謝される喜び」、「社会のために貢献している感覚」を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、これまでの実績等を踏まえ県が取り組む工賃（賃金）（\*1）向上のための基本的な考え方を明らかにするとともに、計画の対象となる事業所に対し、工賃（賃金）向上のための具体的な支援策を示すことを目的に策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国の「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。\*2）等に基づき策定するものであり、平成30年3月に策定した「第六次千葉県障害者計画（平成30年度～平成32年度）」に掲げる数値目標を達成するための具体的な取組を示す計画として位置づけます。

## 3 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成32年度までとします。

## 4 計画の対象となる事業所

### （1）賃金向上計画について（第六次千葉県障害者計画（県独自の取組）に基づく）

- ・就労継続支援A型事業所

### （2）工賃向上計画について（基本指針・第六次千葉県障害者計画に基づく）

- ・就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則としますが、就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下、同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所については、本計画（県の支援施策）の対象とします。）

## 第2章 これまでの取組実績と課題

### 1 前「千葉県工賃（賃金）向上計画（平成27年度～平成29年度）における主な取組実績

県では、工賃向上計画支援事業（委託事業）を中心に、以下の取組を行ってきました。

#### （1）対象事業所への支援の取組

- ①工賃（賃金）向上計画のP D C Aサイクル確立に係る支援
- ②知識・技術向上の支援（説明会や研修会等の実施）
- ③販路・受注拡大の推進

#### （2）官公需等の促進

- ①官公需の促進
- ②障害者就労施設等ポータルサイトの活用

#### （3）共同受注の推進

#### （4）農福連携の推進

#### （5）関係機関等との連携・P R、ネットワーク構築

#### （6）市町村における取組への協力依頼

#### （1）対象事業所への支援の取組

##### ①工賃（賃金）向上計画のP D C Aサイクル確立に係る支援

事業所に評価調査員（中小企業診断士等）を派遣し、事業所が作成した「工賃（賃金）向上計画」に沿って事業が実施されているか、計画が有効に機能しているかについて確認・評価を行うとともに、改善の助言等を行う（以下、「有効性評価」という。）ことで、事業所の「工賃（賃金）向上計画」のP D C Aサイクルが確立されるよう支援しました。

また、有効性評価を実施した事業所に対して、事業の実施状況の確認及び課題解決に向けたアドバイス等を行うフォローアップ訪問を実施しました。

なお、有効性評価は、平成27年6月に「千葉県工賃（賃金）向上計画（案）事業所向け説明会」を行い、事業所の理解を得て実施しています。

有効性評価等の実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有効性評価 (延べ実施事業所数)	47	56	56
フォローアップ訪問 (延べ実施事業所数)	36	20	41

## ②知識・技術向上の支援（説明会や研修会等の実施）

- 就労継続支援事業所（A型、B型）の管理者等を対象に、工賃（賃金）向上計画シートの活用方法など、工賃（賃金）向上に資する研修会を実施しました。また、経営力強化（会計・労務管理等）の研修会、知識・技術力向上（衛生管理や農業技術指導等）の研修会及び品質・工程管理のための改善指導等を行いました。
- 店づくり相談や顧客開拓相談などの個別相談を行いました。

研修会等の実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
研修会（回）	4	4	8
個別相談（回）	14	24	16
品質管理等の改善指導 (延べ事業所数)	36	124	221

## ③販路・受注拡大の推進

- 合同販売会の開催等

複数の事業所による合同販売会を実施し、事業所の商品等の認知度向上と販売促進を図るとともに、地域イベント等において、事業所の商品を販売することにより、受注拡大を図るとともに、県民に活動や商品をPRしました。

合同販売会等の売上実績		平成27年度	平成28年度	平成29年度
合同販売会	実施回数	4	9	9
	延べ参加事業所数	53	75	52
	売上（千円）	1,489	2,140	1,395
地域イベント等	売上（千円）	861	1,046	1,122

- 直営店舗の実施

県庁中庁舎等（福祉ショップ「はーとふるメッセ」）において、事業所の商品を販売し、県民等の購入促進を図りました。

（単位：千円）

直営店舗の売上実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
売上	18,684	19,101	20,529

- 県庁や企業等への商品の設置販売

県庁や企業内に、事業所で作られた菓子等を販売する「はーとふるボックス」を設置し、継続的な購入促進を図りました。

（単位：千円）

はーとふるボックス売上実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
企業内の売上	—	133	308
県庁内の売上	—	—	24

※企業内は、平成28年12月から設置。県庁内は、平成30年3月19日から設置。

## ○その他の取組

年度ごとに、事業所の優れた製品等（食品部門、非食品部門）を「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー（称号名）【大賞・奨励賞・審査員特別賞】」として、表彰するとともに、同賞の授賞式である「はーとふるメッセ実りの集い」を開催し、展示・販売ブースも設けて、事業所の製品等について、県民に周知・啓発を行いました。なお、同表彰製品が、千葉市のふるさと納税の返礼品となりました。

## （2）官公需等の促進

### ①官公需の促進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく県の調達方針を策定するとともに、県の全機関（出先機関を含む）に対して、障害者就労施設等（\*3・4）への発注が可能な物品・役務について調査し、発注促進を図りました。

<県及び市町村の調達実績>

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
県	発注件数（件）	105	163	239	298
	発注金額（千円）	13,708	16,924	21,355	20,175
市 町 村	発注件数（件）	517	673	728	790
	発注金額（千円）	94,106	101,314	116,485	126,963

### ②障害者就労施設等ポータルサイトの活用

障害者就労施設等の物品等の情報が掲載されている千葉県障害者就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）のポータルサイト「チャレンジド・インフォ・千葉」により、受発注のマッチングを促進しました。

アクセス実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ポータルサイトの アクセス数	60,743 件	59,399 件	57,680 件

### (3) 共同受注の推進

振興センターに共同受注窓口を設置し、官公庁や企業からの封入作業や印刷・製本作業等の大量発注等を受注し、複数の事業所で対応しました。また、事業所に対する受注調整・仲介や業務斡旋を行いました。

共同受注の実績（形式別）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約型	延べ事業所数	23	87	91
	売上（千円）	6,540	20,754	57,554
調整・仲介窓口型	延べ事業所数	—	13	22
	売上（千円）	—	6,415	8,903
斡旋窓口	延べ事業所数	—	32	28
	売上（千円）	—	2,822	4,219
計	延べ事業所数	23	132	141
	売上（千円）	6,540	29,991	70,676

契約型：振興センターと企業が契約を締結し、業務の一部を事業所に委託（契約主体：振興センター）

調整・仲介窓口型：企業と事業所間の調整を振興センターが行った上、契約は企業と事業所で締結したもの  
(契約主体：各事業所)

斡旋窓口：振興センターが企業に事業所を紹介し、契約は企業と事業所で締結したもの（契約主体：各事業所）

### (4) 農福連携の推進

農業を行う事業所に対し、農業技術の専門家の派遣や、受注業務の斡旋を行い、利用者の農業技術の向上による活動の場の拡大を図るとともに、障害者への理解を促進しました。

#### ○農業技術者の派遣実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ事業所数	—	2	9
派遣回数（回）	—	4	34

#### ○受注業務斡旋の実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ事業所数	—	5	6
売上（千円）	—	1,400	4,572

#### ○農産物や加工品の販売の実績

千葉市の公共施設である「千葉市ハーモニープラザ」内にある「はーとふるメッセ千葉寺店」において、事業所で生産した農産物等の販売を行いました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ事業所数	—	—	14
売上（千円）	—	—	2,292

## (5) 関係機関等との連携・PR、ネットワーク構築

- 行政機関や企業に対し、事業所の物品等の周知を図るため、障害者就労施設で構成される千葉県社会就労センター協議会の商談会・展示会への参加等について、関係機関に働きかけました。
- 県庁本庁舎1階の展示スペースに、「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の大賞受賞品を展示しました。
- 特定の専門的な業務を行っている事業所間の情報交換会を実施しました。平成27年度にはクリーニング業を行う事業所を、28年度には印刷業を行う事業所を対象として実施しました。

情報交換会	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加事業所数 (回数)	5 (1回)	19 (1回)	—

## (6) 市町村における取組への協力依頼

地域で障害のある人を支える仕組みを構築することが重要であることなどから、市町村に対して、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定等について依頼しました。

調達方針策定状況	平成26年度	平成27年度	平成28年度
策定市町村数	50	53	53

※ 全54市町村

## 2 賃金の実績と課題（就労継続支援A型）

### （1）賃金の状況

就労継続支援A型事業所の賃金の推移等については、表のとおりとなっており、最低賃金を支払うために、自立支援給付費や別の会計等から資金を充当している事業所は、平成28年度において49か所あります。

＜就労継続支援A型事業所における賃金の推移等＞

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
賃金月額	63,191円	65,129円	66,306円
賃金時間額	776円	792円	818円
対象者延人数	7,225人	10,416人	13,079人
事業所数	41か所	48か所	64か所
（うち最低賃金減額特例事業所数）	3か所	4か所	6か所
充当有の事業所数			49

### （2）賃金向上（運営改善）の課題

就労継続支援A型事業所については、平成29年4月1日からの厚生労働省令等の改正（県条例は同年7月21日改正）に伴い、以下の点などが定められました。

- 生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が、賃金の総額以上となること
- 利用者に支払う賃金及び工賃の額について、原則、自立支援給付費から充当してはならないこと
- 利用者に対してその希望を踏まえた就労の機会の提供を行わなければならぬこと

多くの就労継続支援A型事業所において最低賃金を支払うために、自立支援給付費や別の会計等から資金を充当している状況等を踏まえると、引き続き、同事業所は、利用者の希望を踏まえた就労の機会の提供を行うとともに、事業開拓、販路・受注の拡大等を行うことが求められることから、より一層の経営・運営改善を図る必要があります。

### 3 工賃の実績と課題（就労継続支援B型）

#### （1）工賃の状況

県内の就労継続支援B型事業所の数は、年々増加し、平成28年度においては、280か所となっています。また、県の平均工賃月額は、年々増加しているものの、全国の平均工賃月額を下回る状況が続いています。

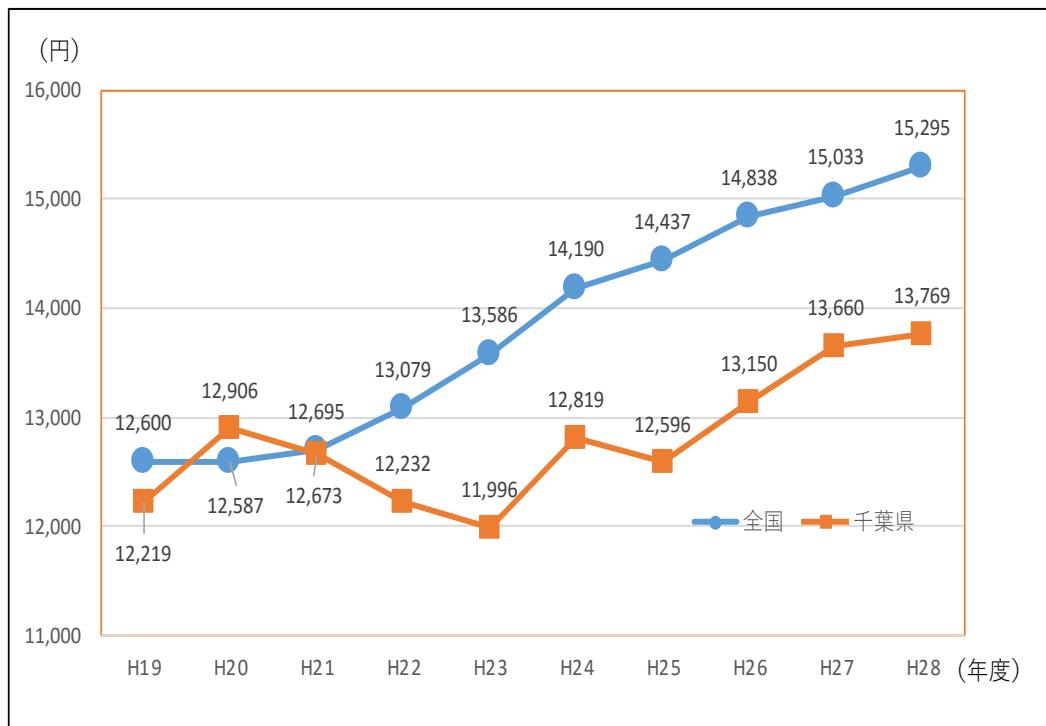
また、前「千葉県工賃（賃金）向上計画（平成27年度～平成29年度）」に基づき、工賃向上の取組を行ってきましたが、年度ごとに掲げた県の目標値には至りませんでした。

＜就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移等＞

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
県目標工賃月額		—	14,000円	15,000円
県平均工賃月額 (伸び率)		13,150円 —	13,660円 3.9%	13,769円 0.8%
県平均工賃時間額		164円	169円	172円
参考	対象者延人数	58,210人	60,762人	66,589人
	事業所数	222か所	249か所	280か所

全国平均工賃月額 (伸び率)	14,838円 —	15,033円 1.3%	15,295円 1.7%
千葉県の全国順位	40位	39位	39位

＜過去10年間の平均工賃月額の推移（千葉県及び全国）＞



## (2) 工賃向上の課題

目標工賃月額に到達できなかった原因としては、工賃向上計画支援事業を委託している振興センターを通じて把握した状況から、次のような点が考えられます。

### 【目標を達成できなかつた主な原因（課題）】

- ・高収益な仕事や、営業力や販路がない
- ・事業所職員が、工賃向上の意義や向上策を十分に理解していない
- ・商慣行を知らない事業所が多い
- ・発注側（行政や企業）のニーズと供給側（事業所）の製品やサービスの不一致（需給ギャップ）
- ・運営法人における人材育成体制が整っていない
- ・事業所やその製品等について、広く社会一般に認知されていない

## ○新規参入事業所の状況と課題

平成26年度から平成28年度までに開設した、新規就労継続支援B型事業所の初年度の平均工賃月額は、各年度の県の平均工賃月額と比較すると、約2千円から4千円下回っています。

開設から年数を経るごとに工賃が徐々に増加する傾向が見受けられることから、新規事業所に対しては、事業運営が軌道に乗るまでの間に、有効性評価や研修等の支援を重点的に行い、早期に工賃向上につなげていくことが必要と考えられます。

### <新規就労継続支援B型事業所の平均工賃月額の推移>

	事業所数	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県平均工賃月額		13,150円	13,660円	13,769円
平成26年度開設	13	10,841円	13,961円	13,670円
平成27年度開設	17		9,638円	11,211円
平成28年度開設	31			10,156円

## ○開設後3年以上経過する事業所の状況と課題

事業開設後、3年以上経過するものの、平均工賃月額が県の平均工賃月額の中央値の近似値である1万円を下回っている事業所は、平成28年度において65か所あります。

このような事業所においては、優先的に有効性評価を行うことにより、事業所の具体的な課題について検討していく必要があると考えられます。

### <開設後3年以上経過する事業所の平均工賃月額の推移>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
県平均工賃月額	13,150円	13,660円	13,769円
開設後3年以上経過事業所の平均工賃月額	13,782円	14,281円	14,180円
開設後3年以上経過事業所数	147か所	173か所	198か所
うち1万円以下の事業所数(割合)	55か所(37.4%)	64か所(37.0%)	65か所(32.8%)

## 第3章 計画の目標

年度ごとに工賃（賃金）の着実な向上を図り、計画期間内で目標額の達成を目指すため、各年度の目標は、対象事業所ごとに以下のとおりとします。

### （1）就労継続支援A型事業所（月額）

就労継続支援A型事業所については、千葉県内の企業に適用される最低賃金額以上の賃金を目標とし、事業の適正化を図るため、生産活動に係る事業収入から必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金の総額以上とともに、賃金を自立支援給付費から支払わないことも目標とします。

（参考）平成30年4月～9月 最低賃金 868円

### （2）就労継続支援B型事業所（月額及び時間額）

就労継続支援B型事業所の目標工賃月額については、第六次千葉県障害者計画において過去の実績や工賃向上の取組の効果等を勘案して設定し、目標工賃時間額については、過去の実績及び目標工賃月額の伸び率を勘案して設定しています。

区分	各年度の目標工賃	
	(月額)	(時間額)
平成28年度（実績）	13,769円	172円
平成30年度	15,000円	189円
平成31年度	16,000円	201円
平成32年度	17,000円	213円

### ＜参考＞ 県内官公需の数値目標（第六次千葉県障害者計画より）

		平成28年度 (実績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
県	発注件数（件）	298	450	525	600
	発注金額(千円)	20,175	24,600	26,800	29,000
市 町 村	発注件数（件）	790	870	910	950
	発注金額(千円)	126,963	149,000	160,000	171,000

※①発注件数：平成26年度から平成28年度までの増加率を上回ることを目標として設定。

・県 →3年間で2倍を目標とする。 (298件/163件=1.83)

・市町村→3年間で1.2倍を目標とする。(790件/673件=1.17)

②発注金額：平成25年度から平成28年度までの平均増加額を上回ることを目標として設定。

・県 →各年2,200千円の増加を目標とする。((20,175千円-13,708千円)/3=2,156千円)

・市町村→各年11,000千円の増加を目標とする。((126,963千円-94,106千円)/3=10,952千円)

## 第4章 各事業所における取組

### 1 各事業所における取組

- 工賃（賃金）向上については、これまで各事業所で取り組まってきたところですが、障害のある人が地域において自立した生活を実現できるようするため、工賃（賃金）の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は、こうした利用者の希望をかなえる取組を進めることができるとともに、主体的に工賃（賃金）向上に取り組むことが何よりも重要です。
- そのため、全ての事業所において工賃（賃金）向上計画を作成するものとします。作成に当たっては、一個人や限られた者だけで作成するのではなく、事業所職員全体で検討し、利用者及び家族の理解を得ながら策定する必要があります。策定後の計画の推進に当たっても、職員全体で検討し、工賃（賃金）向上に向けて、改善が図られるような体制を作っていくことが必要です。
- 各事業所においては、利用者一人ひとりの就労及び生活における課題や希望を把握して、事業所における課題を整理し、同計画の目標の実現を目指すことが求められるとともに、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現できるよう工賃実績や労働時間に応じた報酬体系になったことなども考慮する必要があります。
- 工賃（賃金）向上のためには、管理者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であるとともに、自らが先頭に立って受注に向けた努力を行うことが必要です。

#### 【各事業所における取組に当たっての留意点】

サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作る際には、アセスメントを適切に実施し、事業所の工賃（賃金）向上計画及び利用者のサービス等利用計画を踏まえる必要があります。作成後も、定期的にモニタリングを行い、利用者の希望や適性について配慮する必要があります。

### 2 工賃（賃金）向上計画の作成及び報告

各事業所は、国の基本指針3（3）、（4）を踏まえて工賃（賃金）向上計画を作成するとともに、県に報告することとします。  
なお、就労継続支援A型事業所も、本取扱いに準じることとします。

### 3 工賃（賃金）向上計画の公表

事業所の工賃（賃金）向上計画及び工賃（賃金）実績については、各事業所のホームページや広報誌を通じて公表することとします。なお、各事業所の平均工賃（賃金）目標額及び実績額等は、県のホームページに掲載します。

### 4 工賃（賃金）向上計画の見直し

事業所は作成した工賃（賃金）向上計画について、必要に応じて見直し、修正できることとし、修正を行った場合は、県へ報告するものとします。

## 第5章 目標を達成するための取組

県では、これまでの取組実績や課題を踏まえ、目標の達成に向けて次の取組を行います。具体的な取組については、工賃向上計画支援事業を中心に推進していきます。

- 1 対象事業所への支援の取組
  - (1) 工賃（賃金）向上計画のP D C Aサイクル確立に係る支援
  - (2) 知識・技術向上の支援（説明会や研修会等の実施）
  - (3) 販路・受注拡大の推進
  - (4) モデル事業所の育成、先進事例等の紹介
- 2 官公需等の促進
  - (1) 官公需の促進
  - (2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用
- 3 共同受注の推進
- 4 関係機関等との連携・P R等
  - (1) 関係機関等との連携・P R、ネットワークの構築等
  - (2) 包括協定締結企業との連携強化
- 5 農福連携の推進
  - (1) 農業技術の専門家派遣等
  - (2) 農福連携の体制構築等
- 6 市町村における取組への協力依頼

### 1 対象事業所への支援の取組

#### （1）工賃（賃金）向上計画のP D C Aサイクル確立に係る支援

事業所が作成した「工賃（賃金）向上計画」が、有効に機能しているかについて確認・評価（有効性評価）を行うことにより、同計画のP D C Aサイクルが確立されるよう支援します。

また、就労継続支援A型事業所に対しては、有効性評価を通じて、①生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になること、②賃金を自立支援給付費から充当しないこと、などの運営体制の確立のため、助言等を行います。

##### 【有効性評価の実施手順（①→②→③）】

- ①事業所は「工賃（賃金）向上計画の有効性評価票」により自己評価を行います。
- ②評価調査員（中小企業診断士等）は事業所へ訪問し、自己評価を基に事業所の「工賃（賃金）向上計画」の実施状況についてヒアリングを行い、助言等を行います。
- ③ヒアリングを基に記載した評価報告書を事業所に送付し、アンケートを行った上で、フォローアップのため、再度、事業所へ訪問し、助言等を行います。

## (2) 知識・技術向上の支援（説明会や研修会等の実施）

工賃向上計画支援事業（振興センター）において実施する研修の活用及び事業内容に適した専門家（企業OBを含む）等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、管理者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上等を図ります。

＜工賃向上計画支援事業における主な研修等＞

### ○研修

研修会	工賃（賃金）向上に資する研修
会計講座	法人の会計基準に関する講座
コンプライアンスセミナー	商品等に関する法令、法令遵守に関するセミナー
農業技術支援	農福連携のための訪問支援・研修

### ○個別相談

会計等の相談	会計処理、決算等の相談
労務等の相談	労働条件等、人材の有効活用策等の労務管理相談
法律相談	契約、商取引上のトラブル等の法務相談
コンプライアンス相談	商品表示の適法性に関する相談
農業なんでも相談	農業及び農産加工品に関する相談
店づくり相談	専門家による店舗企画・運営に関する訪問支援
パッケージデザイン相談	プロデザイナーによるデザイン相談

## (3) 販路・受注拡大の推進

### ア 営業支援

企業に対して営業を行う際に、専門的な知識・経験を有する職員（振興センター職員等）が同行し、営業活動における課題について解決策の提案を行うとともに、事業所の職員のみで効果的な営業活動ができるよう支援します。

また、企業等に対し、事業所の商品・サービスについて情報を発信し、理解を深める支援を行います。

### イ 合同販売会の実施

複数の事業所による合同販売会を実施し、事業所の商品等の認知度向上と販売促進を図るとともに、販売力及び商品力の向上を目指します。

また、障害者就労支援関係団体等が実施する販売会等のイベントに協力し、事業所と企業等とを結びつける取組を推進します。

### ウ 直営店舗の実施

県庁中庁舎等において、事業所の商品を販売するとともに、市場のニーズを把握・研究し、商品作りに活かします。

### エ 県庁や企業等への商品の設置販売

販路拡大の取組として、県庁や企業に、事業所で作られた菓子等を販売する「はーとふるボックス」を設置するとともに、その設置の拡大を検討します。

#### (4) モデル事業所の育成、先進事例等の紹介

食品を製造・販売している事業所の中から、ノウハウの普及啓発を目的としてモデル事業所を選定し、同事業所に対して専門機関による訪問派遣等を行うこととします。

モデル事業所における取組を基に、他の事業所に対して、報告会（食品表示、商品仕様書の作成、衛生管理基準の整備等の報告）やモデル事業所の見学を実施することにより、ノウハウの普及を図ります。

説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例等の紹介を行います。

### 2 官公需等の推進

#### (1) 官公需の推進

- ア 障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、千葉県の調達方針を策定し、就労継続支援B型事業所をはじめとした障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。
- イ 共同受注窓口への発注について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（\*5）随意契約を活用することができる体制を構築します。
- ウ 地方自治法等に基づく随意契約の事務処理手続きを分かりやすくまとめたマニュアルの作成と周知を行い、制度の積極的な活用を促します。
- エ 障害者就労施設等が供給する物品等について、発注の円滑化を図るため、情報を収集・リスト化し、県のホームページにおいて掲載するとともに、パンフレットなどを活用し、周知を図ります。
- オ 県庁等のパネル展示や説明会等を通じて、働く障害のある人の生活や事業所の商品、サービスについての啓発を行います。

#### (2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用

県内の障害者就労施設等の情報、同施設等から提供可能な物品等の情報及び自治体からの発注の情報等をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」を通じて、受発注のマッチングを図るとともに、障害者就労施設等に対して、「チャレンジド・インフォ・千葉」への登録を促します。

### 3 共同受注の推進

共同受注窓口の取組を継続し、1つの事業所では対応できない企業等からの大口発注等に対し、複数の事業所で対応することで、受発注のマッチングを図ります。

### 4 関係機関等との連携・PR等

#### (1) 関係機関との連携・PR、ネットワークの構築

- ア 障害者就労施設等による県庁舎内（出先機関含む）での販売機会の確保に努めるとともに、障害者就労施設等のイベントについて県民等へPRしていきます。
- イ 特定の専門的な業務（印刷、清掃業等）を行う事業所間の情報交換の場を設け、事業に係る情報等について共有し、業種内のネットワークの構築を図ります。

## (2) 包括協定締結企業 (\*6) との連携強化

包括協定締結企業が関係するイベントへの事業所の出店や常設販売の場の提供などについて働きかけ、事業所の商品等について、県民への周知促進や販売機会の増加を目指します。

## 5 農福連携の推進

### (1) 農業技術の専門家派遣等

障害のある人への理解を深め、障害のある人の活動の場を広げるとともに、障害者就労施設の利用者の農業技術の向上を図るため、専門家の派遣を行います。

農協等と連携し、農業者からの相談や事業所への発注にワンストップで応じる「共同受注窓口」の農業者側への周知と積極的な活用を働きかけます。

### (2) 農福連携の体制構築等

ア 農林水産部局と連携し、事業所に対して実施した農業に関する取組状況のアンケートを精査し、課題等について、事業所等と情報共有します。

イ 事業所と農家との相互連携により、1次産業（作物の生産や収穫）、2次産業（作物の加工や製造（商品化））、3次産業（加工品の販売）が結びついた、6次産業化を目指す体制の構築を目指します。

ウ 「農福連携全国都道府県ネットワーク」に参加し、情報収集等を行い、他都道府県における先進的事例の導入を図ります。

## 6 市町村における取組への協力依頼

地域で障害のある人を支える仕組みを構築するとともに、障害のある人が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害のある人の就労機会を創出するなど、工賃（賃金）向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう、市町村に対し、次のとおり協力を依頼します。

- ①市町村として支援する内容を検討するよう依頼します。
- ②市町村の支援の取組内容について、報告を求めます。
- ③市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知します。
- ④以下に示すような取組を市町村に働きかけます。

#### 【企業向け】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

#### 【官公需向け等】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、府内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。
- ・ 庁舎等を活用した事業所の製品販売スペースや展示スペースの提供。

## 第6章 計画の推進体制、進行管理

### 1 計画の推進体制

#### (1) 工賃（賃金）向上支援チームの設置

本計画を効果的に推進するため、工賃（賃金）向上について先進的な取組を行っている事業所や関係団体等の有識者等で構成する「工賃（賃金）向上支援チーム」を設置します。

同チームは、県内の平均工賃（賃金）月額の実績等を確認し、本計画の取組状況について評価し、目標が達成されるよう、各年度に取り組む具体的な方策について検討を行います。また、必要に応じて本計画の見直し等を図るなど、計画の実効性を高めるよう取り組みます。

#### (2) 工賃向上支援計画事業（千葉県障害者就労事業振興センターへ委託）の活用

工賃向上計画支援事業を活用し、これまでのノウハウや県内事業所や関係団体等とのネットワークを有効に活用し、工賃（賃金）向上の支援を行います。

##### 【振興センターについて】

工賃向上計画支援事業を委託している「振興センター」は、当時、授産活動を行う施設の事業を活性化し利用者の工賃を向上させることを目的として、県内の福祉事業所や、当事者団体等の協力により平成17年9月に設置されました。

また、「振興センター」は、これまででも県の委託を受けて県内の事業所と企業等とのつなぎ役として、企業訪問や合同販売会等による商品の販路拡大、有効性評価員等の事業所への派遣による経営支援、事業所職員の資質向上のための研修等の事業を展開しています。

### 2 各年度の対象事業所の進行管理

対象事業所の進行管理は、各年度の事業所の平均工賃（賃金）実績等と事業所が作成する「工賃（賃金）向上計画」を比較等することにより行います。

## 第7章 計画の取組を継続するために

工賃（賃金）向上を目指した取組は、障害のある人の社会参加や自立した生活を実現するとともに、事業所におけるサービスの質を向上させ、ひいては、事業所の経営を改善する視点からも極めて重要です。

事業所において作成する工賃（賃金）向上計画については、一過性のものとせず、継続的に取組を推進していくことが重要であり、継続的な取組のためには、管理者・職員の意識の変革を起点として、福祉サービスの質と経営能力の向上等を目指した自発的な改革の継続が必要です。

県では、各事業所の自発的な改革の継続につながるよう、本計画の実施を通じて得られた成功事例やその成果等を、県内の事業所と共有していきます。

また、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努め、県内の福祉サービスの底上げが図られることにより、魅力ある職場として人材の流入を生むという好循環を形成し、更なる工賃（賃金）向上へと結び付けていきます。

## 【参考】

### 用語の説明

*1 工賃（賃金）	<p>工賃は、主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所（障害者支援施設での日中活動の場を含む。）において、施設が雇用契約に基づかない生産活動に従事する利用者に支払われるものをいう。</p> <p>また、本計画における賃金は、雇用契約に基づき就労の機会の提供を行うとともに、一般就労への移行に向けた支援を行う就労継続支援A型事業所において、施設が当該雇用契約に基づく生産活動に従事する利用者に支払われるものをいう。</p>
*2 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」	<p>平成24年4月11日付障発0411第4号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より都道府県知事宛てに通知された、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針。</p> <p>平成30年2月28日付障発0228第3号により一部改正され、平成30年度以降についても、国は「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとしている。</p>
*3 障害者就労施設	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項から第4項までの規定において、「障害者就労施設」は、次に掲げる施設とされている。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）</p> <p>(2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）</p> <p>(3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく障害者優先調達推進法施行令第1条第1号に規定する子会社の事業所（特例子会社）、障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）</p>
*4 障害者就労施設等	障害者就労施設、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく在宅就業障害者、在宅就業支援団体。
*5 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所等において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするときに、金額に関わらず随意契約ができる。
*6 包括協定締結企業	<p>千葉県が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関して、県と協定を締結した企業をいう。包括協定締結企業の一覧は、千葉県のホームページ（下記のアドレス）に掲載。</p> <p>（<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/jisshi/index.html#enterprise">http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/jisshi/index.html#enterprise</a>）</p>

## 工賃（賃金）向上支援チーム 委員名簿

平成30年度(五十音順、敬称略)

名 前	所 属
秋元 初心	中小企業診断士
阿部 裕一	多機能型事業所 はばたき職業センター
飯田 大輔	就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター
緒方 ともみ	千葉県障害者就労事業振興センター
雜賀 直人 (平成30年4月24日まで)	千葉県知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会
鈴木 真希子 (平成30年5月21日から)	
高橋 茂之	就労支援事業所 ロイヤルファクトリー
内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
中根 由佳	就労継続支援B型事業所 かたぐるま
中村 輝彦	多機能型事業所 ビーアンビシャス
山本 初江	就労継続支援B型事業所 しおさい
岡田 慎太郎	障害福祉事業課長

## 千葉県工賃（賃金）向上支援チーム設置要領

平成29年10月31日制定

### （設置）

第1条 国が定める「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」を踏まえて策定する「千葉県工賃（賃金）向上計画」の策定及び進行管理をするため、千葉県工賃（賃金）向上支援チーム（以下、「支援チーム」という。）を設置する。

なお、支援チームは地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### （委員）

第2条 支援チームは、委員15名以内をもって構成する。

- 2 委員は、健康福祉部障害福祉事業課長が指名する。
- 3 委員の任期は、定めないものとする。
- 4 委員は、希望により支援チームを辞退することができるものとする。

### （組織）

第3条 支援チームには、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会の議事を進行する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第4条 支援チームは、健康福祉部障害福祉事業課長が委員を招集し開催する。

- 2 障害福祉事業課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

### （報酬等）

第5条 委員の報酬は、無報酬とする。

- 2 委員が支援チームに出席した場合には、県の規定により旅費を支給するものとする。

### （庶務）

第6条 支援チームの庶務は、健康福祉部障害福祉事業課において処理する。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

障発 0411 第4号  
平成24年4月11日  
一部改正 障発 0324 第3号  
平成27年3月24日  
一部改正 障発 0228 第3号  
平成30年2月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

## 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成29年度までは、全ての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。

今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願ひしたい。

記

## 1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかつたことを踏まえ、平成24年度以降については、3年毎に「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

平成25年4月には、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月）、未来投資戦略2017（平成29年6月）や働き方改革実行計画（平成29年3月）においても、障害者が希望や能力、適性を活かした就労支援の取組を推進するとともに、農福連携等による就労支援により、工賃向上を推進していくこととしている。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成30年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれでは、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれたい。

## 2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成32年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の委譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。以下同じ）の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成30年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成30年度から平成32年度までの3か年とする。

## ウ 計画の対象事業所

### 就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所(雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。)、生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。)

### (3) 「工賃向上計画」の作成

#### ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

##### (ア) 平成32年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額のみの場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

##### (イ) 平成32年度までの各年度に取り組む具体的方策

##### (ウ) その他の事項

#### イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

##### (ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当つての課題を整理するとともに、平成27年度から平成29年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

##### (イ) 目標設定

平成30年度から平成32年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

##### (ウ) 各年度に取り組む具体的方策

###### (ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

###### a 企業的経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 障害福祉部局と他部局等との連携による障害者の就労機会の創出

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図るために、障害福祉部局と他部局等との連携に努めること。なお、他部局等との連携にあたっては、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

c 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営や事業内容に適した専門家（企業OBを含む）等による研修、技術指導等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るとともに、新たな商品開発や商品の質の向上等を図ること。

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

(エ) 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。以下同じ。）がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握とともに、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう都道府県のホームページや広報紙等を通じ、事業所情報として公表し、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。また、毎年度6月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

#### ウ 企業等からの発注の推進

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

#### エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を必ず作成するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

#### オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上にあたっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成にあたっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業所団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見集約を図ること。

#### カ 事業者団体等との連携による共同受注の推進

これまでの取組を見ると、事業者団体や一般企業等との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で都道府県と事業者団体等との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体等とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

#### キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みが重要であるが、障害者が支えられる側だけでなく地域を支える側として活躍することも目指し、市町村においても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく協議会（以下「協議会」という。）等を活用し、地域の支え手として、障害者の仕事の創出や工賃向上への事業所の取組を積極的に支援するよう依頼する。

また、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成していない市町村もあることから、調達方針を必ず作成するよう促すこと。

なお、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、国や地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水することにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進するという障害者優先調達推進法の意義を踏まえ、地域に事業所がないような場合においても、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を作成し、調達に努めること。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成30年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取り組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、必要に応じてその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」の評価及び見直しの報告

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃実績の把握（報告）に当たっては、工賃実態調査等を通じ、毎年の工賃実績を集計・公表し、工賃向上計画の達成状況の評価を行うこと。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出等にあたっては、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」に基づき実施すること。

### 3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまで各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限

り作成することとする。

## (2) 基本的事項

### ア 計画の作成時期

事業所は平成30年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

### イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A [plan,do,check,action] サイクルの確立）をしていくこととする。

### ウ 計画の対象事業所

#### 就労継続支援B型事業所

（※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。）

## (3) 「工賃向上計画」の作成

### ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

#### (ア) 平成32年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない者がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標として、達成状況をより効果的に点検・評価することも検討すること。

#### (イ) 平成32年度までの各年度に取り組む具体的方策

#### (ウ) その他の事項

### イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

#### (ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみならず管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。その際、目標工賃達成指導員は、施設内の活動にとどまらず、地元企業や経営者団体等との協働による商品開発や販売戦略、生産性の向上や販路拡大など、利用者の工賃向上のために積極的に工賃向上の取組を推進していくこと。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するため

の課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成30年度から平成32年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成29年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによってはじめて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等の取組を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者ネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 企業から請け負った作業を当該企業内等で行う支援（以下「施設外就労」という。）は、就労能力や工賃・賃金の向上及び一般就労への移行に効果的である。平成30年度からは、施設外就労の可能日数を月の利用日数から2日を除く日数を限度としていたことや、施設外就労の総数を利用定員の100分の70以下とされていた要件の緩和を行っていることから、地域の人手不足感のある企業等の施設外就労先を確保することにより、工賃向上及び一般就労への移行に努めるなど、積極的に施設外就労の実施を検討すること。
- e 通所の利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して一定の要件を満たした上で、支援を提供した場合に基本報酬の算定が可能となっている。平成30年度からは、在宅利用を促進する観点から在宅利用者が居宅において支援を受けた場合には報酬上の加算で評価している。障害者の工賃向上や多様な働き方を支援していくため、在宅利用者に対する支援も検討すること。
- f 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

- g 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。
- h 市町村と連携し、市町村の取組及び地域課題を把握したうえで、その解決に向けた事業に取り組むことも検討すること。

#### (4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成30年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報誌を通じて、公表すること。

#### (5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

### 4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築するとともに、障害者が地域を支える側として活躍することも目指し、協議会等を活用し、農業や観光業、高齢者の日常生活支援などの障害福祉分野以外の行政分野との連携により障害者の就労機会を創出するなど、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう市町村に対し協力を依頼する。

- (1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。
- (2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。
- (3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定、公表し、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。
- (4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

#### 【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

#### 【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

#### 【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

	障発 0 4 1 1 第 5 号
	平成 24 年 4 月 11 日
一部改正	障発 0 3 3 1 第 45 号
	平成 26 年 3 月 31 日
一部改正	障発 0 4 0 9 第 6 号
	平成 27 年 4 月 9 日
一部改正	障発 0 3 3 0 第 5 号
	平成 28 年 3 月 30 日
一部改正	障発 0 3 3 0 第 7 号
	平成 29 年 3 月 30 日
最終改正	障発 0 3 1 5 第 1 号
	平成 30 年 3 月 15 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

#### 工賃向上計画支援等事業の実施について

平成 30 年 2 月 28 日付け障発 0 2 2 8 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示しし、平成 30 年 3 月 2 日付け障発 0 3 0 2 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「指定就労継続支援 A 型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取り扱いについて」にて経営改善支援の実施についても依頼したところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援等事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 7 月 6 日付け障発 0 7 0 6 0 0 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増 5 カ年計画支援事業の実施について」及び平成 29 年 3 月 30 日付け障発 0 3 3 0 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「工賃向上計画支援事業の対象となる就労継続支援 A 型事業所の基準について」は廃止する。

(別紙)

## 工賃向上計画支援等事業実施要綱

### 1 事業の目的

本事業では、都道府県ごとに就労継続支援B型事業等の工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、就労継続支援A型事業についても、生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組を推進する。また、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃向上計画」に基づき実施する事業及び就労継続支援A型事業に係る経営改善支援、賃金向上に関する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

### 3 事業の内容

工賃向上計画支援等事業の事業内容については、次のとおりとする。

#### （1）基本事業

##### ア 工賃・賃金アップ取組事業所経営改善支援事業

障害者就労施設等（下記4（2）に掲げる障害者就労施設等をいう。以下同じ。）の経営改善に向け、経営コンサルタントや企業経営の経験のある企業OB等の積極的活用により、効果的な工賃向上計画・賃金向上計画等の策定や管理者の意識向上のための支援を実施する。

（ア） 経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援

（イ） 工賃向上計画・賃金向上計画等の策定及び管理者の意識改善支援

##### イ 共同受注窓口を活用した品質向上支援事業

障害者就労施設等が提供する物品等の品質向上や生産効率の向上等に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施する。

（ア） 専門家の派遣等による技術指導による品質向上支援

（イ） 利用者の作業効率向上支援

##### ウ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

障害者就労施設等の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産効率向上のための企業的手法の導入などに係る研修会を開催する。

エ インターネットを活用した工賃向上計画又は都道府県が実施する賃金向上のための取組の情報の提供

オ アからエまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組又は都道府県が実施する賃金向上のための取組を実施するための事業

カ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

## (2) 特別事業

ア 共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制構築等事業

共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者（自治体、障害者就労施設等、民間企業等）が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。

協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業、経営者団体等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出による販路拡大などを検討・実施する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するワーキンググループを設置し、工賃や賃金の向上に資する品質向上などの方策について検討する）。

イ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃・賃金の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、障害者就労施設等へ農業に関する専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農福連携マルシェの開催等を支援する。

具体的には以下の（ア）から（オ）を実施する。なお、当該事業を実施するに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

（ア）農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設等に対し、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言

（イ）農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援

（ウ）農業に取り組む障害者就労施設等による農福連携マルシェの開催支援

（エ）農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設等で共有するなどの意識啓発等

(オ) 農業生産者と障害者就労施設等による施設外就労とのマッチング支援

ウ 在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。具体的には以下の（ア）から（カ）の内容を盛り込むようにし、事業を行う際には、モデル事業を実施するための有識者等を含めた検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態把握やニーズ調査等を十分に行うこと。

（ア）在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援

（イ）在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発

（ウ）発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援

（エ）在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体の構築

（オ）在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築

（カ）企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築

#### 4 留意事項

（1）平成30年2月28日付け障発第0228第3号の通知内容に留意すること。

（2）本事業の対象となる障害者就労施設等は次のア～ウのとおり。

なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲をうけた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。

ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書又は賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所。）

イ 就労継続支援B型事業所

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

（3）在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業の委託先事業所については、都道府県が補助事業者として認めた在宅雇用や在宅就業支援などのノウハウを有する社会福祉法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人等とすること。

(4) 農福連携による就農促進プロジェクトにおける「農福連携マルシェの開催支援」に係る注意点

- ア 農福連携マルシェを開催するにあたっては、普及・啓発のみの効果を見込むのではなく、障害者就労支援施設等が生産する商品の販路拡大や障害者の工賃・賃金向上につながるよう実施方法を工夫すること。
- イ 本事業の対象事業所以外の事業所とマルシェを共同開催する場合には、本事業の対象となる事業所にかかる経費のみを按分する等合理的な方法により算出し、計上すること。
- ウ 全国で統一感を持った農福連携マルシェの取組がより効果的であることから、農福連携マルシェの開催を実施する場合には、別添の使用規程を確認の上、農福連携ポスター及びのぼりを積極的に活用すること。

(5) 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業を実施した場合には、在宅障害者の実態やニーズ等の現状、事業の成果、成果を踏まえた今後の取組等を報告書としてとりまとめ、国へ提出すること。

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

なお、対象事業所については、都道府県内の全ての事業所を対象としていることから、事業の実施にあたっての費用負担は、各自治体と協議の上進めること。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、以下（1）及び（2）若しくは（3）の農林水産省の交付金を使用する場合については当該事業費の補助対象外とする。

- (1) 維持管理費
- (2) 都道府県が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものも含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用
- (3) 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策）

7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとすること。

(別添)

## 農福連携ポスター及びのぼり使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、農福連携ポスター及びのぼりを使用する場合の取扱いに  
関し、必要事項を定めるものとする。

### (使用制限)

第2条 農福連携ポスター及びのぼりは、厚生労働省及び農林水産省のほか、  
都道府県又は市町村が主催又は共催する（委託を含む。）農福連携の共同販  
売会を実施する場合のみ使用することができるものとする。

### (農福連携ポスター及びのぼりのデザイン変更について)

第3条 農福連携ポスターについては、別紙1の規定のとおりとする。

農福連携のぼりについては、別紙2のとおりとし、変更できないものとする。

### (使用の中止等)

第4条 農福連携ポスター及びのぼりの使用に関し、第2条に該当しないと認  
められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、厚生労働省  
及び農林水産省はその使用を差し止めることができる。

### (使用料)

第5条 農福連携ポスター及びのぼりの使用料については、無料とする。

### (農福連携ポスター及びのぼりに関わる権利)

第6条 農福連携ポスター及びのぼりに関するデザインの権利は、厚生労働省  
及び農林水産省に帰属する。

### (規程の改定)

第7条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

### (附則)

第8条 この規程は、平成28年9月27日から施行する。

## 農福連携ポスターの規定

### 1. 変更可能部分について

「ノウフクマルシェ」より上段について、変更はできないものとする。  
次の（1）から（4）までの項目は必須とし、（5）、（6）については任意とする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 主催者
- (4) 運営事務局の実施団体名、住所、連絡先
- (5) サブタイトル等
- (6) マルシェの特色、アピールポイント

### 2. 字体

字体については、小塚ゴシック Pro を基本とするが、それがない場合は MS ゴシックもしくはそれに類似した字体とする。

### 3. 字体の色

字体の色については、黒色を基本とするが、1（1）については紫色若しくは黒色とする。

「農業」と「福祉」が  
つながって、  
日本を元気に！

**ノウフク PROJECT**

農福連携マルシェ2016

# ノウフク マルシェ

平成28年 ○月○日○～○月○日(○) ○:○～○:○

場所：○○○○

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、  
障害者が農業に関わることで補うとともに、障害者にとっては、就業機会の  
確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。  
また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。  
「ノウフク マルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を  
広くみなさんにご紹介して、ご購入していただくための市場です。

主催

**厚生労働省**  
ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health Labour and Welfare

**農林水産省**  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団  
東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490

(5) サブタイトル等

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(6) マルシェの  
特色・アピール  
ポイント

(3) 主催者

(4) 運営事務局  
の実施団体名、  
住所、連絡先



# ノウフクマルシェ

「農業」と「福祉」がつながって、日本を元気に！

ノウフク  
PROJECT